

静交 令 4 第 2 7 号
令和 4 年 9 月 2 6 日

手形交換加盟銀行
交換母店様

一般財団法人静岡県銀行協会
静岡手形交換所

令和 4 年台風 1 5 号に伴う災害等に対する手形交換に関する特別措置について

当手形交換所「I. 緊急時の手形交換対策—2. 災害時における手形交換に関する特別措置」に基づき、令和 4 年台風 1 5 号に伴う災害等に対する手形交換に関する特別措置を 9 月 2 3 日から当面の間、下記のとおり実施することといたしましたので、ご通知申し上げます。

交換母店におかれましては、関係各参加店にもご連絡願います。

代理交換受託金融機関におかれましては、委託金融機関にもご連絡願います。

災害救助法が適用された地域：静岡県の 2 3 市町

静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

記

特別措置 I（災害のため呈示期間が経過した手形の交換持出）

持出銀行は、令和 4 年台風 1 5 号に伴う災害等のため呈示期間が経過した手形については、「災害による」旨表示した付箋を貼付のうえ、手形交換に持ち出して差し支えない。

この場合、付箋の貼付に代えて、ゴム印等により「災害による」旨表示してもよいこととする。ただし、ゴム印等による表示の場所は、手形の表面の空所とする。

なお、小切手については、平常時と同様、呈示期間経過後のものもそのまま手形交換に持出して差し支えない。

特別措置Ⅱ（特別措置Ⅰにより持ち出された手形の決済）

上記Ⅰにより持ち出された手形については、支払銀行は、原則として、振出人等（約束手形の場合は振出人、為替手形の場合は引受人。以下同じ。）と連絡のうえ、決済する。ただし、振出人等と連絡が取れない場合でも、その事由が災害によるものと認められ、かつ当座勘定に支払資金があるときは、決済することができるものとする。

一方、振出人等が呈示期間経過後を理由に支払いを拒絶した場合、または振出人等と連絡が取れず、かつ当座勘定の支払資金が不足している場合には、「呈示期間経過後」を事由として0号不渡で返還する。

なお、呈示期間経過後の小切手の取扱いについては、平常時と同様とする。

特別措置Ⅲ（災害のため不渡になった手形・小切手にかかる不渡報告への掲載・取引停止処分の猶予）

手形・小切手の「資金不足」を事由とした第1号不渡について、支払銀行がその原因が令和4年台風第15号に伴う災害等によるものと認めた場合には、不渡手形の付箋または不渡小切手面に記載すべき文言の直後に「災害による」旨付記し、不渡届にもその旨記載する。

この場合、手形交換所は、差し当たり、不渡報告への掲載または取引停止処分（以下これらを単に「処分」という。）を猶予する。持出銀行が不渡の原因を災害によるものと認めがたい場合には、支払銀行と協議することとし、その結果、処分猶予を取り消すべきとの結論に達したときは、交換日の1ヵ月後の応当日の営業時限（午後3時）までに、支払銀行から手形交換所に書面によりその旨を申出るものとする。手形交換所は、この申出を受けた場合には、処分の猶予が当初から行われなかったものとみなし、不渡報告または取引停止報告に当該不渡手形の交換日を基準にして追加掲載することとする。

一方、当該期間に支払銀行から処分猶予を取り消すべき旨の申出がない場合には、処分は免除することとする。

以 上